

原子力規制庁記者ブリーフィング

- 日時：令和2年8月25日（火）14:30～
- 場所：原子力規制委員会庁舎 記者会見室
- 対応：児嶋長官官房総務課長

<本日の報告事項>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから8月25日の原子力規制庁定例ブリーフィングを始めます。

○児嶋総務課長 報道官の児嶋です。

それでは、お手元の広報日程に従いまして、補足説明をいたします。

まずは資料の一番上から参ります。1番、原子力規制委員会について。（1）第20回原子力規制委員会。議題は5つございます。

議題1、土地活用される区域を往来する住民への放射線防護対策について。こちらは7月1日の原子力規制委員会におきまして、特定復興再生拠点区域外の放射線防護対策について、内閣府より規制委員会に対して評価コメントを依頼されました。その放射線防護対策の内容について、内閣府から説明を受けるものです。

続きまして、議題2、日本原燃株式会社再処理事業所における廃棄物管理の事業の変更許可について（案）。こちらは日本原燃廃棄物管理施設の事業変更許可に関しまして、7月29日の原子力規制委員会におきまして、審査書の案について、経済産業大臣への意見聴取を行うこととされました。その意見聴取の結果を報告するとともに、事業変更の許可について委員会に諮るものです。

続きまして、議題3、日本原燃株式会社廃棄物埋設事業変更許可申請における廃止措置の開始後の公衆の被ばく線量評価に係る審査方針について。こちらは日本原燃廃棄物埋設施設の事業変更許可に関しまして、設置許可基準の解釈では定められていない審査上の論点に関しまして、審査方針の案を委員会に諮るものです。

続きまして、議題4、使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約日本国第7回国別報告の作成について（第1回）。こちらは、この条約、いわゆる廃棄物等合同条約と申しますが、その締約国は3年に1度、検討会合を開催し、同会合で、条約に基づき取った措置を国別報告としてそれぞれ報告することとされています。来年5月に予定されている第7回検討会合に向けた日本の国別報告の記載方法について、委員会に諮るものです。

続きまして、議題5、東京電力ホールディングス株式会社柏崎刈羽原子力発電所の発電用原子炉施設保安規定及び設計及び工事の計画の審査状況について。こちらは、東京電力柏崎刈羽原子力発電所の保安規定変更認可と設計工事計画認可に関しまして、それぞ

れの審査状況を委員会に報告するものです。

(1) の関係は以上となります。

続きまして、(2) 第21回原子力規制委員会臨時会議。8月31日月曜日の14時から15時15分となります。議題は2つございます。

議題1は、中央制御室外原子炉停止盤等のデジタル化に伴う防護措置について。こちらは、昨年10月30日にデジタル安全保護系の共通要因故障対策に関する検討チーム会合が行われました。その場でセキュリティの観点でも検討が行われたところ、その結果を踏まえた防護措置の考え方について委員会に諮るものです。

続きまして、議題2、原子炉安全専門審査会及び核燃料安全専門審査会の審査委員等の選考について。こちらは、今年の11月20日に任期が切れる炉安審と燃安審の審査委員等の候補者の選考を行うものです。

臨時会議の関係は以上となります。

続きまして、2番の審査会合の関係です。飛ばして3ページ目を御覧ください。真ん中の方となります。8月31日月曜日、(9) 第368回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合。議題は2つございます。

議題の1つ目は、こちらは、日本原燃MOX燃料加工施設の事業変更許可に関しまして、昨日8月24日の補正申請について、概要説明を受けるものです。

その下、議題の2つ目は、6月24日の原子力規制委員会におきまして、日本原燃再処理施設の今後の審査と検査の進め方につきまして、委員会の了承が得られました。その進め方を踏まえた今後のスケジュール等の検討状況について説明を受けるものです。

最後となります。(10) 第369回核燃料施設等の新規制基準適合性に係る審査会合。こちらは京都大学臨界実験装置(KUCA)の設置変更承認に関しまして、核計算の解析についての4月20日の会合のコメント回答を受けるものです。

私からは以上となります。

<質疑応答>

○司会 それでは、皆様からの質問をお受けいたします。いつものとおり所属とお名前をおっしゃってから質問の方をお願いいたします。

質問のある方は手を挙げてください。よろしいでしょうか。

それでは、本日のブリーフィングは以上としたいと思います。

ありがとうございました。